

(平成26年9月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から 57 年 2 月まで
④ 昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 52 年*月頃に、私の母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

私が結婚するまでの、申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、母親が、3 か月ごとに自宅に来ていた集金人に納付していたと母親から聞いている。

申立期間④は、私が結婚した後の期間で、私又は夫が、国民年金の納付済期間が途切れることなく、国民年金保険料を納付していたはずである。

私の年金手帳では、申立期間は、国民年金の強制加入被保険者期間となっているにもかかわらず、申立期間①が未納期間とされ、申立期間②、③及び④が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の特殊台帳によると、「保険料に関する記録」欄において、当該期間の国民年金保険料が納付されていた事実を確認することができる。

また、オンライン記録によると、申立期間②の国民年金保険料について、「厚生年金保険等加入」を理由とし、昭和 62 年 5 月 14 日付けで還付決議が行われ、同年 5 月 22 日に申立人に還付された記録が確認できるが、申立人が当該期間に他の被用者年金制度の被保険者となった形跡は見当たらず、

ほかに当該期間において国民年金の被保険者資格を喪失する理由もうかがえないことから、当該期間は国民年金の被保険者となるべき期間であり、当該期間については納付済期間とする必要がある。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 52 年*月頃に、母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を 3 か月ごとに自宅に来ていた集金人に納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、55 年 6 月頃と推認され、申立内容と一致しない。

また、推認される申立人の国民年金の加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料を、過年度納付及び第 3 回特例納付により納付することができるが、制度上、集金人に保険料を過年度納付及び特例納付により納付することはできない上、母親も、保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間①当時、申立人の主張のとおり当該期間の国民年金保険料を現年度納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

申立期間③について、申立人は、母親が当該期間の国民年金保険料を、集金人に納付していたと述べているが、i) 申立人の特殊台帳において、当該期間について過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該期間当時は未納であったと考えられること、ii) 制度上、集金人に当該期間の保険料を過年度納付により納付することはできないこと、iii) 母親も、保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることから、申立内容と一致しない。

申立期間④について、申立人は、自身又は夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたはずであると述べているが、申立人及び夫は、当該期間の保険料の納付方法、納付金額等の具体的記憶が無いことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間④は、申立人が結婚して転居した後の期間であり、夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人が国民年金に加入していたとすれば任意加入被保険者となるべき期間であるが、申立人が任意加入被保険者となった記録は認められない上、当該期間は、49 か月に及び、これだけ長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、昭和53年2月に、地域の民生委員宅において、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶は無いが、支払うべきものはきちんと支払っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から同年2月と推認されることから、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、国民年金へ加入して以降、申立期間を除いて昭和61年4月に第3号被保険者となる前月までの国民年金保険料を全て納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、当該期間の前後を通じて住所地及び夫の職業に変更は無く、国民年金任意加入被保険者であった申立人が、当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

私は、A社から申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けたことが認められる。

また、A社は、申立期間において、申立人に対し賞与を支給し厚生年金保険料を控除した旨回答している。

さらに、同僚が所持する賞与明細書から、当該同僚は賞与支給額に見合った厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、17万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は18万4,000円、同年12月3日は15万円、16年7月26日は12万円、同年12月7日は16万1,000円、18年7月31日は16万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成18年7月31日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、厚生年金保険被保険者記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関が保有する申立期間に係る申立人の「預金元帳」により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、これらの同僚は、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人を記憶している複数の同僚は、「申立人の申立期間の賞与額は分からないが、申立人が賞与を支給されているのであれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記の「預金元帳」により推認される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 18 万 4,000 円、申立期間②は 15 万円、申立期間③は 12 万円、申立期間④は 16 万 1,000 円、申立期間⑤は 16 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から③までにおいてA社の代表取締役であった者のうちの一人は、賞与支払届の届出及び保険料の納付は不明としているが、多数の者が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないこと、B厚生年金基金及びC健康保険組合が「平成 15 年から 18 年までの期間においては、申立てに係る事業所の全被保険者について賞与の記録は無い。」と回答していることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

私は、A社から申立期間に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、A社は、申立期間において、申立人に対し賞与を支給した旨回答している。

さらに、同僚が所持する賞与明細書から、当該同僚は賞与支給額に見合った厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、7万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年11月21日から同年12月1日まで
申立期間は、A社からB社（現在は、C社）に社命により異動した時期である。継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び同社の顧問税理士の供述により、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社からB社に同時期に異動した複数の同僚は、「申立人は、両社において同一の業務に継続して従事していた。」と供述している。

さらに、上記の顧問税理士は、確認できる資料は無いものの、申立期間は会社都合による異動でもあり、継続して保険料を控除していた可能性が高い旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和62年10月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は保存されていな

いたため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から同年7月までの期間及び41年1月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から同年7月まで
② 昭和41年1月
③ 昭和41年2月から62年2月まで

私は、昭和36年2月頃、夫に勧められ、国民年金の加入手続を町役場で行った。加入手続後、夫が、私の60歳までの全期間の国民年金保険料を、金融機関で前納してくれ、その領収証書等を渡された。

前納した国民年金保険料のうち、申立期間①、②及び③の保険料が還付とされているが、記録されているような還付金は受け取っていないので、今から還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の還付手続を行ったことや通知書等を受け取った記憶は無いと述べているが、申立人の所持する領収証書等により、当該期間の保険料を納付していたことは確認できるものの、オンライン記録において、当該期間は被用者年金制度の被保険者であったことが確認できることから、制度上、当該期間の保険料が、還付されていることに不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の還付金を受け取った記憶は無いと主張しているが、i) オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る還付金を、申立人の預金口座へ振込支払する旨の記録が確認できる上、当該預金口座を管理する金融機関から提出された預金取引明細書においても、当該期間の還付金が振り込まれていることが確認できること、ii) 申立人の特殊台帳によると、申立期間③の保険料の還付期間、還付金額

等が明確に記載されていることが確認できることなどから、申立期間①、②及び③の保険料の還付に不自然さは見られない。

さらに、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成2年8月までの期間及び4年5月から5年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年6月から平成2年8月まで
② 平成4年5月から5年11月まで

私の母親が、昭和63年6月頃に、私の国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、両親は、納付した保険料額等の記憶は無いと言っているが、父親又は母親が、納付書により毎月区役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続又は申立期間の保険料の納付を行ってくれていたとする申立人の父親及び母親は、加入手続時期及び保険料の納付額等の記憶が明確でないことから、申立人の国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和63年6月頃に、母親が国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された20歳到達の強制加入被保険者の資格取得日等から、平成7年11月ないし同年12月と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

さらに、前述の推認される加入手続時点において、申立期間①及び②のほとんどの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、当該期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れている必要があるが、当該期間の前後を通じて同一区内に住民登録していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7273（事案 6786 及び 7114 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの期間及び同年5月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から49年3月まで
② 昭和49年5月から50年1月まで

私は、私の母親が、私の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を町役場又は郵便局で納付していたはずであるとして、これまで2回にわたり申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、私の兄から、母親が郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付していたとの新たな証言が得られたので、改めて申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで2回にわたり、年金記録確認A地方第三者委員会（当時）及び年金記録確認B地方第三者委員会に申立てを行っているが、i) 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続及び申立期間の保険料の納付を行ってくれていたとする申立人の母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金被保険者名簿等によると、申立人の国民年金の加入手続時期及び被保険者資格取得日は、昭和55年5月1日となっていることから、当該期間は国民年金の未加入期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないこと等を理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会及び年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年7月11日付け及び25年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな証言者として申出のあった申立人の兄は、「几帳面な母親は、妹（申立人）の将来を心配していたので、妹が20歳になった頃、妹の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたのではないかと思う。」と述べているが、申立人の国民年金の加入手続きや申立期間の保険料の納付に関する具体的な事実については、何も承知していないことから、本証言を記録訂正につながる新たな情報として認めることはできない。

そのほかに、年金記録確認A地方第三者委員会及び年金記録確認B地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。